

かわちのタイムス

2023.8.1発行 No. 64

社会保険労務士法人
かわちの社労士事務所

社会保険労務士 喜多裕明・喜多友里

〒577-0012 東大阪市長田東 2-1-31-301

T)06-6785-7133 F)06-6785-7133

E-mail: info@kawachino.org

URL: https://kawachino.org

あなたも加入しませんか! 労災保険特別加入制度

社長さん・家族・役員が労災保険を利用できる特別加入制度。当事務所のお客様のうち、約50社が労働保険事務組合「SR経営労務センター」に加入されています。会費は月額2,000円です。

この1年間に、2件の労災保険請求（病院代+休業補償）をおこないました。

かわちの労災保険センター 移行を進めています

【かわちの労災保険センターの目的は?】

中小企業の地域のセンターとして、①労働災害防止のための研修 ②企業の経営に役立つ情報の発信 ③会員同士の顔の見える交流 ④労働保険事務組合認可（2025年4月）をめざす。 ※「SR経営労務センター」からの移行を進めます。

【かわちの労災保険センターの会費は?】

すでに事務組合（SR経営労務センター）を利用している方、今年度から利用する方の会費は6,000円（2年分）です。この会費は認可後（2025年）の会費（月額2,000円）から差し引きますので、実質0円です。

ご入会お待ちしております！

税理士さんから お客様から

どんどん広がる「紹介の輪」

「このころ、他工業の先生やお客様からの「紹介」による新規のお客様が増えています。

▼広がる工業の輪▲

2人の税理士さんからの紹介で、クリニックや通販のお客様が。就業規則、労保・社保の手続きを依頼され、顧問契約をいただきました。

介護事業所（登記）を紹介

した司法書士さんから建設業（労災特別加入）紹介の「お返し」をいただきました。税理士・司法書士はじめ、弁護士・行政書士との連携を

大切にし、日頃から「かわちのタイムス」を届けて、紹介引出しにつながっています。

同時に複数の先生方とつながることで、お客様からのご要望に沿った紹介ができるようにしています。

▼広がるお客様の間▲

障害年金の申請を依頼され受給することのできたお客様から「数珠つなぎ」の紹介がありました。ご自身も生活・就労が大変な中、同じ苦しみを抱えている人への思いやりに感じます。

新しく顧問先になった方から同じビルの「お隣さん」を紹介していただき、「2軒つづき」になりました。

紹介といっても、東大阪市とその周辺のお客様が多く、当事務所の立地も生かして、身近に感じてもらえるよう心掛けています。

酷暑お見舞い
申し上げます。



許認可申請日誌

許認可も「かわちの社労士」へ

- 5月30日 労働者派遣事業&有料職業紹介事業許可
- 6月29日 職業紹介事業許可、派遣事業報告（5社）
- 7月31日 介護処遇改善加算実績報告（17法人）
- 8月（予定）デイサービス指定申請
- 9月（予定）ケアプランセンター指定申請

文楽 だからおもしろい
 (人形浄瑠璃) vol.10
能勢人形浄瑠璃を訪ねて
 (浄るリシアター)

●能勢人形浄瑠璃・鹿角座の公演に初めて参加しました。6月24日(土)、梅雨の晴れ間の昼下がり、能勢人形浄瑠璃デビュー25周年記念公演は能勢町の劇場「浄るリシアター」で行われました。

能勢電鉄も阪急バスも初めての乗車で。路線バスがトンネルやダムを過ぎてゆくうち、大阪でありながら別世界を感じました。

●鹿角座は能勢人形浄瑠璃の担い手によって2006年に結成され、大人から小学生まで総勢70人の老若男女による座員構成です。能勢人形浄瑠璃は素人(アマチュア)による芸の蓄積ですが、稽古の賜物といえる堂々の舞台を見ることができました。

●演目は『能勢三番叟』(能勢オリジナル)『伊達娘 恋 緋鹿子』『傾城恋飛脚』の3作品でした。上演前にアニメを使ってのあらすじ・見どころの紹介があり、床本の掲載されたパンフレットも配布されました。

●『伊達娘 恋 緋鹿子』一火の見櫓の段一は八百屋お七のお話。恋人の小姓の吉三郎を助けるため、火の見櫓に上り半鐘を打ち鳴らす場面です。火あぶりの刑を覚悟で櫓を上るお七の覚悟が伝わってきました。

『傾城恋飛脚』一新ノ口村の段一は、大阪の飛脚問屋の養子・忠兵衛が遊女梅川と馴染みとなり、為替金に手をつけてしまい、生まれ故郷の新ノ口村(現在の橿原市)に逃れてきます。罪人である忠兵衛との対面を拒む実父の孫右衛門に目隠しをさせて対面させる梅川。二作品とも人形浄瑠璃特有の虚構の世界を楽しむことができました。

働き方改革 問答 ④
迫る!! 建設業の上限規制

社長 労働時間の上限規制で、うちも関係あるの？

社労士 建設業の猶予期間Ⅱ「5年間待ちましょう」が来年3月で終わります。

社長 万博があるからとか言ってなかった？

社労士 それはオリンピックです。(万博はあきらめた？)

社長 うちの1日8時間しか作業していないから、問題ないのでは？

社労士 土曜日も出勤している。それと現場への往復時間も含めると…。時間外労働の上限である月45時間・年360時間を超えてしまいます。

社長 それはキツイなあ。何か対策ある？

社労士 対策としては、①毎日の休憩時間を長くする。②土曜日の休みを増やす(4週6休など)。③会社への集合を義務にしない(ワゴン車に乗り合わせて行く時間は「自由時間」にする)、などが考えられます。

社長 今までどおりではアカンということか。

社労士 建設業からの「若者離れ」を食い止めるためにも決断が必要かと思えます。

社長 日本の若者より外国人労働者が頼りなんやが。

社労士 労働基準法は「国籍による差別的取扱」を禁じています。

社長 それなら「下請いじめ」も禁止してほしいね。

社労士 2024年4月から違法な長時間労働を強いて工期を短くするやり方は通用しなくなるでしょう。安全で事故のない現場を実現するためにも時間管理は大切です。

社長 元請との建設的な話し合いが大事なな。

▼「もう、やめちマイナ保険証」。紙の保険証を本気で廃止するのでしょうか。患者・医療機関・介護施設・自治体…みんなが迷惑するものを義務化して得するのは誰だ？

▼井夏が来れば思い出す。社労士試験の受験生時代です。苦しい日々に励まされた「なでしこジャパン」の快挙。12年ぶりの再現を期待しています。

編集後記